

証券コード：3446

株式会社 **ジェイテックコーポレーション**

# 第 30 回 定時株主総会 招集ご通知

日 時	2023年9月28日（木曜日）午前10時
場 所	大阪府茨木市彩都やまぶき二丁目5番38号 当社本社4階「大会議室」 （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照 ください。）

決議事項	議 案	取締役7名選任の件
------	-----	-----------

目 次	
第30回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
計算書類	32
監査報告	38
株主総会参考書類	46

証券コード 3446  
2023年9月7日

株 主 各 位

大阪府茨木市彩都やまぶき二丁目5番38号  
株式会社ジェイテックコーポレーション  
取締役社長 津 村 尚 史

### 第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.j-tec.co.jp/ir/meeting.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/3446/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コード「3446」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、新型コロナウイルスの感染防止を目的とした対応を講じたうえで開催いたしますが、開催日時点での流行状況やご自身の体調などをご考慮いただき、当日のご出席についてご判断いただきますようお願い申し上げます。当日ご出席いただけない場合は、「議決権行使についてのご案内」（3頁から4頁）に記載のとおり、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年9月27日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年9月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府茨木市彩都やまぶき二丁目5番38号  
当社本社4階「大会議室」  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 1. 第30期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）事業報告、連結計算書類  
並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第30期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項  
議案 取締役7名選任の件

以 上

電子提供措置事項について

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載いたします。
- 本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご電子提供措置事項を記載した書面を一律でお送りいたします。なお、以下の事項につきましては、法令および当社定款第14条に基づき、本招集ご通知には記載しておりません。
  - ①連結計算書類の「連結注記表」
  - ②計算書類の「個別注記表」なお、上記①および②は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成する際に行った監査の対象に含まれています。

本株主総会ご出席にあたって

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 今後の状況変化により、本株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、適宜インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.j-tec.co.jp/>）にてお知らせいたします。

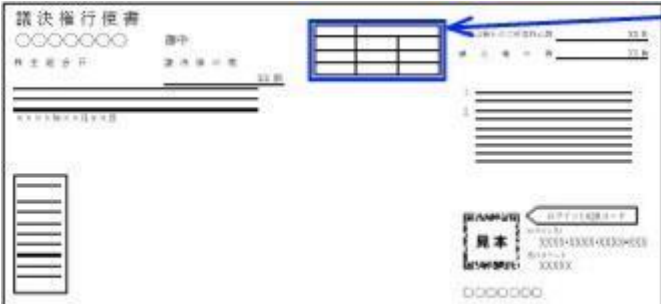


## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2023年 9月28日 (木曜日) 午前10時</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2023年 9月27日 (水曜日) 午後 5時30分到着分まで</p>	 <p>インターネット等で議決権を行使される場合</p> <p>次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2023年 9月27日 (水曜日) 午後 5時30分入力完了分まで</p>
--	---	--

## 議決権行使書のご記入方法のご案内



こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

議案	
● 全員賛成の場合	>> 「賛」の欄に○印
● 全員反対する場合	>> 「否」の欄に○印
● 一部の候補者に反対する場合	>> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

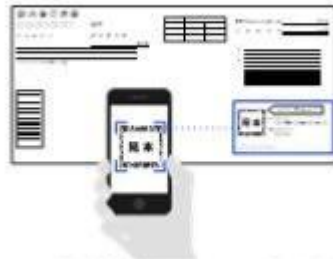
※議決権行使書用紙はイメージです。  
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。  
書面（郵送）又はインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

## インターネット等による議決権行使のご案内

### QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。



インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

### ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 事業報告

(2022年7月1日から)  
(2023年6月30日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が世界的に緩和へ向かい、我が国におきましても感染症法上の位置付けが「2類相当」から「5類感染症」へ移行したことに伴い、長く続いた経済・社会活動に対する制限が緩和され、概ね正常化に至っております。その一方で、コロナ禍による生活様式の変化や労働力不足に伴う賃金上昇、ロシアによるウクライナ侵攻に伴う資源や食料品などの価格高騰の影響により世界的にインフレが発生、インフレ抑制に向けた金融政策の影響による景気動向の先行き不透明感などによって世界経済の不確実性が高まっております。

このような経済環境のもと当社グループは、オプティカル事業、ライフサイエンス・機器開発事業及びその他事業（電子科学株式会社を含む）という独自の技術を利用した3つの事業によって、高品質な製品提供と研究開発活動の強化に取り組み、経営基盤拡充と企業価値向上に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度における経営成績は、売上高1,908,375千円（前連結会計年度比65.8%増）、営業利益306,672千円（前連結会計年度は営業損失71,221千円）、経常利益364,257千円（前連結会計年度は経常損失26,981千円）、親会社株主に帰属する当期純利益238,189千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失32,127千円）となりました。

事業別の業績は、次のとおりであります。

##### <オプティカル事業>

当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による活動停滞が徐々に緩和され、期中の出荷が例年に増して順調に推移いたしました。第4四半期において、一部ユーザー向けの製品につきまして、高精度製品への仕様変更の要望に対応したことによる納入計画変更の影響があったものの、国内向け（施設：SPring-8、SACLA、NanoTerasu）、中国向け（施設：HEPS、SSRF）、アメリカ向け（施設：APS、LCLS）、欧州向け（施設：ESRF、Eu-XFEL）の売上が中心となり、当連結会計年度の業績を牽引することとなりました。

短期滞在ビザ免除措置の停止など、一部の国では日本からの渡航に制限が継続している状態

ではあるものの、国内外の放射光施設やX線自由電子レーザー施設においては通常稼働の状態に至っており、国内の次世代放射光施設NanoTerasuの建設をはじめ、中国及び欧米の放射光施設のバージョンアップや新設の計画も順調に推移しております。

そのため受注環境も好転しており、特に中国では各主要都市において放射光施設及びX線自由電子レーザー施設の新設やバージョンアップが進められていることから、北京市の次世代放射光施設「HEPS」、上海市のX線自由電子レーザー施設「SHINE」からは継続的に受注するとともに、立上げ計画中の合肥市や深圳市の関連施設から複数の問い合わせを受けております。また、欧州につきましては、エネルギー、半導体に関する最先端研究の活性化に伴い、スペイン、イタリア、フランスの中規模放射光施設においても高精度ミラーの需要が高まっており、現在進めている市場開拓の成果が順調に得られております。

営業活動につきましては、国内ユーザーはもとより、中国を除いた海外ユーザーについても渡航による対面での営業活動を再開しております。中国の各施設に対しては渡航しての営業活動が再開に至っていないものの、現地の研究者が来日されることによる商談機会が確保されており、多方面に対して積極的に営業活動を進めております。

オプティカル関連の学会についてもオンライン開催からリアル開催に移行しており、学会参加を通じて様々な大学や放射光施設の研究者に向けて当社のミラー事業をアピールする機会を確保しております。

また、これまで培ってきた表面創生技術を活かして、高精度レンズ加工などの非ミラー品への展開も開始しており、収益機会の確保に努めてまいりました。

この結果、売上高は1,195,387千円（前連結会計年度比53.2%増）、セグメント利益は501,175千円（同104.2%増）となりました。

#### <ライフサイエンス・機器開発事業>

当連結会計年度においては、ライフサイエンス・機器開発事業の重点新規事業分野として掲げる、各半導体材料を主たる対象としたナノ表面加工技術（触媒基準エッチング法（CARE）、プラズマ援用研磨法（PAP）、プラズマ化学気相加工法（PCVM））を搭載した装置の商品化、受注及び販売活動を推進してまいりましたが、第4四半期におきまして、プラズマ化学気相加工法装置1台とプラズマ援用研磨法装置2台を受注し、いずれも検収・売上計上に至り、業績を牽引することとなりました。

当社は新たな事業の柱として独自の表面加工・研磨技術及び装置の開発推進、実用化へと展開を図ってまいりましたが、当該受注と検収は当社技術を高くご評価いただいた結果であるとと考えております。

第2四半期末には「SEMICOM Japan 2022」へ出展をいたしました。その結果、複数企業からテスト加工の依頼を受けております。展示会への出展だけでなく、自社セミナーの開催やウェブサイトの見直しと活用などによって営業の展開力を高め、販路拡大や大手企業との共同

開発契約締結に繋げるなど、各種半導体材料等の表面加工技術の実用化と高度化を図り、製品展開を推進してまいります。

一方、ライフサイエンス機器では「MakCell®」、「CellPet 3D-iPS®」など当社が開発した機器の他、大手製薬企業から受託した特注機器の売上が寄与いたしました。

その他、SPring-8における光源高度化に必要となる開発品の検証試験受託業務、グラビア印刷試験機（GP-10）用制御基板、水冷式冷却器や単核球分離装置用の消耗品関連による売上を計上いたしました。

この結果、売上高は324,885千円（前連結会計年度比23.7%増）、セグメント利益は1,533千円（同73.5%減）となりました。

#### <その他事業>

その他事業は子会社の電子科学株式会社であります。電子科学の売上構成は、装置販売（TDS：昇温脱離分析装置）及び大型工事、装置のメンテナンス業務、受託分析業務の3つに分かれますが、受注金額が大きくなる主力事業の装置販売及び大型工事において5件（販売先：韓国、台湾、国内）の売上を計上したことにより前連結会計年度の実績を大きく上回る結果となりました。装置販売につきましては設置・導入作業が必須となりますが、主なユーザー企業のある韓国及び台湾において、新型コロナウイルス感染症の影響による渡航制限が緩和されたため、現地での作業が可能となり、売上を計上するに至りました。

この結果、売上高は388,102千円（前連結会計年度比257.6%増）、セグメント利益は86,696千円（前連結会計年度はセグメント損失60,973千円）となりました。

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は総額で67,900千円であり、主にオプティカル事業に係るX線ナノ集光ミラー製造用の加工装置や測定器などの費用であります。

#### ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

#### ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。



- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

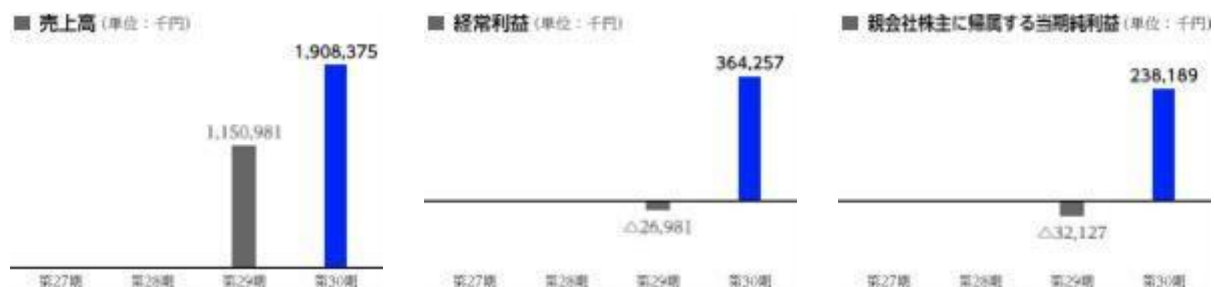
① 企業集団の財産及び損益の状況

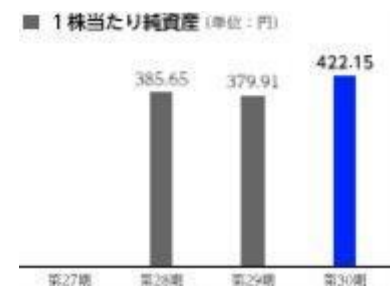
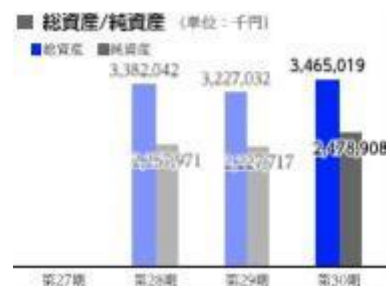
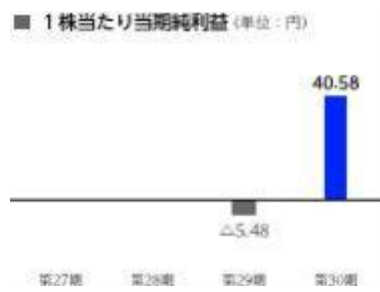
区 分	第 27 期 (2020年6月期)	第 28 期 (2021年6月期)	第 29 期 (2022年6月期)	第 30 期 (当連結会計年度) (2023年6月期)
売上高(千円)	—	—	1,150,981	1,908,375
経常利益又は経常損失(△)(千円)	—	—	△26,981	364,257
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	—	—	△32,127	238,189
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	—	—	△5.48	40.58
総資産(千円)	—	3,382,042	3,227,032	3,465,019
純資産(千円)	—	2,257,971	2,227,717	2,478,908
1株当たり純資産(円)	—	385.65	379.91	422.15

(注) 1. 第28期(2021年6月期)が連結計算書類の作成初年度であるため、第27期(2020年6月期)の状況は記載しておりません。また、第28期は連結子会社のみなし取得日を連結会計年度末日としていることから、貸借対照表のみを連結しているため、連結損益計算書は作成しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均株式数により算出しております。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第29期(2022年6月期)の期首から適用しており、第29期以降に係る各数値は、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

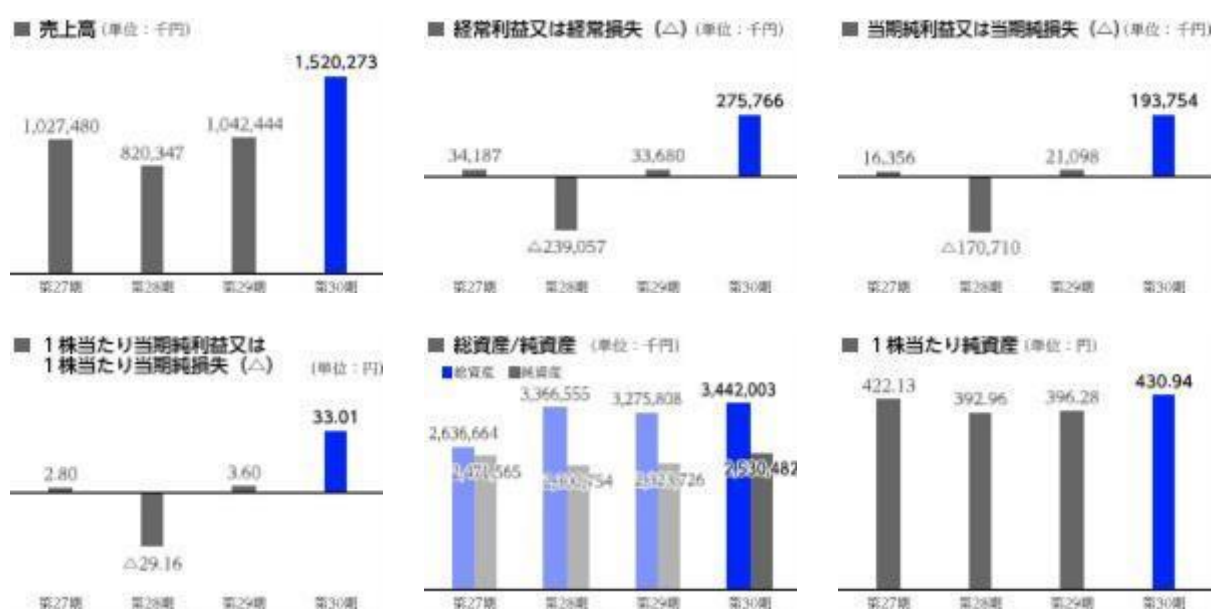




② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 27 期 (2020年 6 月期)	第 28 期 (2021年 6 月期)	第 29 期 (2022年 6 月期)	第 30 期 (当事業年度) (2023年 6 月期)
売 上 高(千円)	1,027,480	820,347	1,042,444	1,520,273
経常利益又は経常損失(△)(千円)	34,187	△239,057	33,680	275,766
当 期 純 利 益 又 是 当 期 純 損 失 (△)(千円)	16,356	△170,710	21,098	193,754
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 是 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△)(円)	2.80	△29.16	3.60	33.01
総 資 産(千円)	2,636,664	3,366,555	3,275,808	3,442,003
純 資 産(千円)	2,471,565	2,300,754	2,323,726	2,530,482
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	422.13	392.96	396.28	430.94

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均株式数により算出しております。  
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第29期(2022年6月期)の期首から適用しており、第29期以降に係る各数値は、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
電子科学株式会社	50百万円	100%	理化学機器の開発・製造・販売・分析

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	電子科学株式会社
特定完全子会社の住所	東京都武蔵野市西久保一丁目3番12号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価格	797,402千円
当社の総資産額	3,442,003千円

(4) 対処すべき課題

今後、事業を展開するにあたり、当社が対処すべき課題として認識しています点は以下のとおりであります。

① 事業活動に関わる課題

<オプティカル事業>

・放射光施設関連

オプティカル事業の主なユーザーである国内外の放射光施設及びX線自由電子レーザー施設はコロナ禍によって停滞していた研究活動が復調しており、ミラーの需要もコロナ禍前の状態に回復しております。

欧州、米国、中国では新設及び第4世代へのアップグレードに伴う新設ビームラインの中期的な開発計画が始動しており、すでに一部の施設からは各種ミラーの受託に至っております。

その他の施設からも継続的に問い合わせを受けており、具体的な仕様の検討に着手しております。

一方国内においても、大型放射光施設「SPring-8」やX線自由電子レーザー施設「SACLA」だけでなく、2024年稼働予定の東北大学に隣接する次世代放射光施設（NanoTerasu）からの引合いも増え、受注も順調に推移しております。

当社は、このように世界規模で拡大している放射光施設及びX線自由電子レーザー施設からのX線ミラーの需要増大要求に的確に応えるため、生産設備の増強や生産工程の短縮化によって生産性の向上を図ることが重要課題であると認識しております。2022年11月に稼働を開始し

た栃木生産技術センターの生産能力を最大限活用し、前加工工程を依頼する外注加工先を含めて、全社の連携強化を図り生産工程全体の効率化を目指してまいります。

また、世界各地で放射光施設やX線自由電子レーザー施設の新設や第4世代放射光施設へのバージョンアップにより光源性能の向上が伴うため、これまで以上に高い精度がミラーに要求されております。当社は主力製品とするナノ集光ミラーのさらなる高精度化を促進するとともに、新たな光学系の積極的な開発・販売も推進してまいります。

・半導体・宇宙等に関連する光学部品への展開

各種X線ミラー（光学素子）は、従来技術では不可能であった表面形状の超高精度化を実現することができ、さまざまな産業分野においてビジネスを展開するための技術的ポテンシャルを有しております。

半導体や宇宙といった産業において光学部品は必要不可欠な存在であり、これらに対し、当社がこれまで大阪大学との共同研究で開発を進めてきたナノ加工技術（EEM、プラズマCVM、CARE）とナノ計測技術（RADSI、MSI）が精度的に十分活用できるレベルにあるため、特に高性能化傾向が強く量産化速度の高い半導体分野に参入する上で重要な要素の技術となります。

現在、半導体並びに宇宙の露光、検査に関わる高精度光学部品の問い合わせを複数頂いており、テスト加工の受託や大手メーカーとの共同研究開発の締結なども進み、技術検討から開発・試作フェーズに進んでいる案件も多くあります。オプティカル事業の展開によって蓄積された光学素子に関連する知見と技術を活かし、半導体産業などでの利用が見込まれる光学素子製品を中心として、ミラー製品の需要に左右されない新たな事業の柱を構築してまいります。

<ライフサイエンス・機器開発事業>

・ライフサイエンス事業

新型コロナウイルス感染症が世界的に収束へ向かい、これまでの行動制限や様々な規制が緩和される中、生命科学の領域におきましても、働き方改革を実現するための長時間労働是正による労働環境の改善と景気回復に伴う人手不足の影響を受け、自動細胞培養装置を導入する機運が高まっております。そのような中、当社におきましても大型自動細胞培養装置をはじめ、低価格の汎用型自動細胞培養装置「MakCell®」の引合いが増加しており、その地域は国内に止まらず、海外からの引合いも増加傾向にあります。このような環境の変化による国内外からのニーズ増加への対応を進め、積極的に営業活動を展開することで収益確保に努めてまいります。

また、昨年11月に東京医科歯科大学において、当社独自の3次元回転浮遊培養技術「CELLFLOAT®」をもとにした「CellPet 3D-iPS®」を用いて、iPS細胞由来のヒト腸管オルガ

ノイド (HI0) の生成に成功され、再生医療に大きな期待が寄せられております。当該製品に関しましても、これを契機に国内のみならず、海外のユーザーからも問い合わせが拡大しております。対象マーケットの幅を広げ、顧客ニーズを細胞培養に関わる新たな商品開発につなげるとともに、対応可能な商材の拡大を図り、ライフサイエンス分野の成長を促すことで、人類、社会の健やかな発展に寄与してまいります。

さらに、当社は「国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下AMED）」が募集する研究開発委託事業「令和5年度橋渡し研究プログラム（シーズF）」において、研究代表者である東京大学、橋渡し研究支援機関である大阪大学、そのほか公立大学、公立病院、再生医療企業とともに、ヒト小児の組織から再構築した弾性軟骨デバイスによる「小児鼻変形疾患」の治療法の開発課題を提案し、採択されました。今回の委託事業において当社は、弾性軟骨デバイス製造で必要不可欠となる3次元回転浮遊培養装置「CellPet 3D®」とその培養容器「SV-100」を用いた臨床製造に係る研究開発を担っております。今後、本研究開発の推進により再生医療等製品事業に係る知見を高め、再生医療分野における培養装置・システム並びに消耗品の販売ビジネスや新規支援ビジネス等の事業展開につなげてまいります。

その他、医療機器の開発も積極的に進めており、特にAMEDからの競争的資金を受け、公益財団法人神戸医療産業都市推進機構及び日本光電工業株式会社と進めている、脳梗塞治療に寄与する幹細胞分離機器（医療機器）の共同開発も計画通り推進してまいります。

#### ・機器開発事業

当社設立当初より各種自動細胞培養装置を開発してまいりましたが、その自動化設計技術を活かし、当社の高精度KB型集光ミラーを用いた集光装置や各種OEM製品の製品開発を手掛けてまいりました。

設立以来の装置開発で培った技術を活かし、新たな事業の柱として、独自の表面加工・研磨技術及び装置の開発推進、実用化へと展開を図ってまいりました。当連結会計年度におきまして、新たな事業への展開に一定の成果が得られ、半導体事業の展開に関連するプラズマ化学気相加工法（PCVM）装置とプラズマ援用研磨法（PAP）装置（いずれも試作機）の販売実績に繋がりました。

上記の両装置にナノ表面加工技術の触媒基準エッチング法（CARE）装置を加えた次世代研磨装置を主体として、半導体製造装置、半導体デバイスメーカー、次世代に向けた基礎研究開発分野への展開を図ることで、半導体ビジネスへの進出に注力し、中長期的な成長を支える技術基盤の強化を実現してまいります。

当連結会計年度の第2四半期末には「SEMICOM Japan 2022」へ出展をいたしました。その結果、複数企業からテスト加工の依頼を受けております。展示会への出展だけでなく、自社

セミナーの開催やウェブサイトの見直しと活用などによって営業の展開力を高め、販路拡大や大手企業との共同開発契約締結に繋げるなど、各種半導体材料等の表面加工技術の実用化と高度化を図り、製品展開を推進してまいります。

ライフサイエンス・機器開発事業においては、ライフサイエンス分野や半導体分野における独自の製品開発を積極的に進めて顧客を獲得するとともに、市場の拡大に備えるために優秀な技術者の確保、生産体制の強化、保守サービスの構築が重要課題であると認識しております。

このため当社では、優秀な技術者の確保のために積極的な中途採用活動を展開する一方で、生産体制の強化や保守サービスの構築につきましては、電子科学株式会社や新たな協力会社との関係構築によって対応してまいります。



#### <電子科学株式会社>

電子科学は、超高真空環境下で試料を加熱することで放出される微量の気体成分（主に水素、水）を高精度に分析する昇温脱離分析装置（TDS）を製造・販売しており、半導体や液晶業界を中心に材料の研究や、製造工程の評価と品質管理において高い評価を得ておりますが、これまでの顧客層のみならず、鉄鋼、電機、自動車、水晶振動子等の様々な産業分野にも市場拡大が見込まれております。

今後は、電子科学の分析技術と当社の自動化技術との連携を行い、TDSのバージョンアップや低価格化の新製品を開発し、新たな市場に製品投入することで新規顧客の開拓を進め、収益力の拡大に努めてまいります。営業活動地域についても、対象マーケットの幅を広げ、当社のオプティカル事業の海外チャネルを活用して積極的に営業活動を推進し、営業展開力の強化を図ってまいります。

#### ② 技術開発体制の構築

当社グループの顧客の多くは基礎研究に取り組んでいる研究機関・大学・企業の研究者であり、この基礎研究の分野で成長するためには、最先端の技術動向のキャッチアップと継続的な技術開発を行う体制を構築し、継続的に付加価値を提供することが重要であると考えております。

このような認識のもと、オプティカル事業では国内外で開催される国際学会での企業展示だけでなく、当社の製品や最新の技術紹介等を積極的に発信してまいります。また、ライフサイエンス・機器開発事業においては細胞培養センターを活用し、オープンイノベーションの拠点として、最先端の技術開発に取り組んでいる研究機関や大学との共同研究や企業との事業連携を積極的に推進してまいります。

#### ③ 営業力の強化

当社グループにおいて、事業規模を拡大させるためには営業力の強化が重要であると考えております。しかしながら、取り扱う製品はコンサルティング営業ができるような技術知識が必要となるため、即戦力となる営業人材の確保が難しく、継続的な営業人材の確保と強化が重要な課題であると考えております。具体的には、技術者の社内ローテーションや物理学等の基礎学力を有している人材の採用活動によって営業人材を確保し、入社後は教育を担当する上司による継続的なOJTの推進によって営業力の強化に注力してまいります。

オプティカル事業においては、世界的に新型コロナウイルス感染症の影響が収束したことにより、世界各地で行動制限が解除され、展示会や学会なども従来どおり開催されるようになりました。特に海外については対面営業に加えて、営業効率を考慮し、コロナ禍で活用したWEB

会議も併用して商談を有効に進めてまいります。また我が国への入国制限が解除されたことにより海外の研究者が来日され、当社にて商談する機会も得られており、今後も状況に応じてより効率的な営業手法を選択して、高い効果が得られるよう努めてまいります。

ライフサイエンス・機器開発事業においても、訪問とWEB会議を組み合わせることで有効に営業活動を進めてまいります。直近においては、これまでの活動成果が徐々に表れ、当社が開発した自動細胞培養装置に関して、台湾、中国、韓国からの問い合わせが増加しております。同事業につきましても、よりニーズの高い地域を選定した海外への展開を徐々に進めており、有力地域での販売網の確立に努めてまいります。

#### ④ 生産管理体制の強化

オプティカル事業において、需要が拡大しグローバルな競争に生き残っていくためには、生産管理の役割が大きくなっており、組織力強化が重要であると考えております。

一方、ライフサイエンス・機器開発事業及び電子科学株式会社は、新規事業を含めて、ファブレスによる柔軟な生産体制にて事業を展開しており、協力企業との緊密な連携体制が重要であると考えております。

さらに、今後の量産化や顧客ニーズの増加に伴う受注増に向けて、それぞれの製造工程、生産管理や品質管理等における最適なチェック体制を構築し、安定した品質の製品を提供する仕組みが必要不可欠となるため、生産管理体制を強化してまいります。

#### ⑤ 内部管理体制の強化

電子科学株式会社の子会社化などによって当社グループの規模が徐々に拡大するに伴い、内部管理に関する業務が多岐にわたって発生しておりますが、今後のさらなる成長のためには内部管理体制の一層の強化を図る必要があると認識しております。そのためには、内部管理の重要性に対する全社的な認識の強化を図り、また法務・財務・経理・人事・広報・情報システム等に精通した人材も積極的に登用することによって、業務の有効性と効率性を高めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2023年6月30日現在）

当社グループの事業は、当社が営むオプティカル事業、ライフサイエンス・機器開発事業、及び電子科学株式会社が営む昇温脱離分析装置（TDS）の開発、製造、販売等を含むその他事業の3事業であります。各事業の主要な事業内容は以下のとおりであります。

① オプティカル事業

放射光施設で行われる、X線を利用した基礎研究や産業利用などの分析装置に使用するX線ナノ集光ミラーの開発・製造・販売

② ライフサイエンス・機器開発事業

医薬及び創薬を含めバイオ分野の基礎から量産技術に関わる各種自動細胞培養装置及び次世代研磨装置の開発・製造・販売

③ その他事業

半導体、鉄鋼、自動車、化学等の様々な分野での分析に使用する昇温脱離分析装置（TDS）の開発・製造・販売

(6) 主要な営業所（2023年6月30日現在）

① 当社

本社	大阪府茨木市
細胞培養センター	大阪府吹田市（大阪大学内）
栃木生産技術センター	栃木県那須塩原市

② 子会社

電子科学株式会社	東京都武蔵野市
----------	---------

(7) 従業員の状況 (2023年6月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
64名 (2名)	6名増 (1)

(注) 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載していません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減
49名 (2名)	5名増 (1)

(注) 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載していません。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年6月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	597,419千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2023年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,480,000株  
 (2) 発行済株式の総数 5,873,000株（自己株式940株を含む）  
 (3) 株主数 6,520名  
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
津村尚史	2,673,400株	45.5%
大阪コンピュータ工業株式会社	360,000	6.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	132,600	2.3
有馬誠	50,000	0.9
内山孝教	48,000	0.8
生田正剛	36,000	0.6
松井証券株式会社	34,000	0.6
モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社	33,700	0.6
森勇藏	30,000	0.5
山内和人	30,000	0.5

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	9,000株	4名
社外取締役	0株	0名
監査役	0株	0名

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員の状態

##### (1) 取締役及び監査役の状態 (2023年6月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状態
取締役社長 (代表取締役)	津村尚史	電子科学株式会社 代表取締役会長
取締役	金岡政彦	営業部長 電子科学株式会社 取締役
取締役	日谷哲也	管理部長 電子科学株式会社 取締役
取締役	川崎望	株式会社テクノ高槻 代表取締役会長
取締役	松見芳男	
取締役	長谷川功宏	株式会社character 代表取締役
常勤監査役	政木進久	電子科学株式会社 監査役
監査役	西田隆郎	税理士
監査役	野村公平	弁護士

- (注) 1. 取締役川崎望氏、松見芳男氏及び長谷川功宏氏は、社外取締役であります。
2. 監査役政木進久氏、西田隆郎氏及び野村公平氏は、社外監査役であります。
3. 監査役政木進久氏は、企業活動に関わる豊富な経験と幅広い見識を有しており、監査及び内部監査に関する相当程度の知見を有するものであります。  
監査役西田隆郎氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
監査役野村公平氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 2023年2月28日をもって、平井靖人氏は取締役を辞任いたしました。なお、退任時における担当は管理部長、重要な兼職は電子科学株式会社取締役でありました。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役川崎望氏につきましては、10万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額、取締役松見芳男氏及び長谷川功宏氏並びに監査役政木進久氏、西田隆郎氏及び野村公平氏につきましては、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役の全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が会社の役員などの地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた際の、被保険者が被る損害賠償金や起訴費用等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益又は便宜を得た行為や、法令、規則又は取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に対しては填補の対象としないこととしております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容に関する方針等

当社は、2022年8月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、任意の指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役（社外取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、基本報酬と業績に連動しない株式報酬（RS）を付与しております。

なお、監査役報酬につきましては、監査役会での協議により、それぞれ決定することとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### a. 基本報酬に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会の決議による報酬総額の限度内に

て、業界あるいは同規模の他企業の水準を勘案したうえ、任意の指名報酬委員会に諮ったうえで各取締役の職責と実績及び会社業績を勘案して取締役会にて決定しております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等については採用しておりません。

c. 非金銭報酬等に関する方針

株主の皆様との価値の共有を図り、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、取締役（社外取締役を除く。）に対し、原則として退任時に譲渡制限を解除する業績に連動しない株式報酬（RS）を、毎年、一定の時期に付与いたします。付与する株式の個数は、役位、職責、株価等を踏まえて決定しております。

ただし、対象取締役に当社が当該株式を無償取得することが相当である事由が発生した場合は、当社は当該株式を無償で取得するものといたします。

d. 報酬等の割合に関する方針

基本報酬と非金銭報酬等の割合は、業界あるいは同規模の他企業の水準を勘案したうえ、任意の指名報酬委員会に諮ったうえで各取締役の職責と実績及び会社業績を勘案して取締役会にて決定しております。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬（固定報酬）は、月ごとに固定額を支払うものとしております。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

報酬等は、a. 基本報酬に関する方針及びc. 非金銭報酬等に関する方針に記載のとおり決定されるものであり、取締役会の委任を受けて特定の個人又は機関が取締役の個人別の報酬等の内容を決定するものではありません。

g. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

該当事項はありません。



② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	83,193 (10,325)	74,035 (10,325)	— (—)	9,158 (—)	8 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	10,992 (10,992)	10,992 (10,992)	— (—)	— (—)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	94,185 (21,317)	85,027 (21,317)	— (—)	9,158 (—)	11 (6)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は2016年11月11日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名であります。
2. 上表には、2022年9月29日開催の第29回定時株主総会で取締役を退任した岡田浩巳氏及び2023年2月28日に取締役を辞任した平井靖人氏が当事業年度中のそれぞれの在任期間に応じて計上されております。
3. 金銭報酬とは別枠で、2022年9月29日開催の第29回定時株主総会において、株式報酬の額として年額40,000千円以内(社外取締役は付与対象外)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名であります。
4. 監査役の報酬限度額は2014年9月29日開催の第21回定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役川崎望氏は、株式会社テクノ高槻の代表取締役会長であります。株式会社テクノ高槻と当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役長谷川功宏氏は、株式会社Characterの代表取締役であります。株式会社Characterと当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会における出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	川崎 望	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、主に会社経営に対する幅広い知識と高い見識に基づいた提言や意見表明を行っております。 また、任意の指名報酬委員会の委員を務め、取締役の指名や役員報酬等について審議し取締役会に答申するにあたり、重要な役割を果たしております。
取締役	松見 芳男	当事業年度開催の取締役会17回のうち全てに出席し、主に会社経営と先端技術に対する幅広い知識と高い見識に基づいた提言や意見表明を行っております。 また、任意の指名報酬委員会の委員を務め、取締役の指名や役員報酬等について審議し取締役会に答申するにあたり、重要な役割を果たしております。
取締役	長谷川 功宏	当事業年度開催の取締役会17回のうち全てに出席し、主に会社経営と半導体分野に対する幅広い知識と高い見識に基づいた提言や意見表明を行っております。 また、任意の指名報酬委員会の委員を務め、取締役の指名や役員報酬等について審議し取締役会に答申するにあたり、重要な役割を果たしております。

区 分	氏 名	取締役会及び監査役会における出席状況、発言状況及び 監査役に期待される役割に関して行った職務の概要
監査役	政 木 進 久	当事業年度開催の取締役会17回のうち全て、監査役会14回のうち全てに出席し、主に会社経営に対する幅広い知識と高い見識に基づいた提言や意見表明を行っております。 また、任意の指名報酬委員会の委員を務め、取締役の指名や役員報酬等について審議し取締役会に答申するにあたり、重要な役割を果たしております。
監査役	西 田 隆 郎	当事業年度開催の取締役会17回のうち全て、監査役会14回のうち全てに出席し、主に税理士としての豊富な経験と高い見識に基づいた提言や意見表明を行っております。
監査役	野 村 公 平	当事業年度開催の取締役会17回のうち全て、監査役会14回のうち全てに出席し、主に弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づいた提言や意見表明を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称 仰星監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。(最終改定2021年10月14日)

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 役員・社員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保し、また反社会勢力の排除を徹底するため「企業行動規範」を制定し、これを遵守する。
  - (2) 「取締役会規程」をはじめとする社内諸規程を制定し、会社の経営組織、業務分掌及び職務権限等を定め、業務の効率的運営及び責任体制の確立を図り、これの維持改善に努める。
  - (3) 社員の職務執行の適正性を確保するため、入社時に会社の理念や行動規範等のオリエンテーションを実施し、入社後も定期的な研修を実施することで、維持に努める。
  - (4) 内部監査担当者を社長が直接任命し、内部監査の適切かつ効率的な実施、監査役との連携に努める。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役会議事録及びその他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、取締役会規程、文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
経営上のリスクについては、「経営危機管理規程」を制定し担当部署及び担当取締役がそのリスクの分析、検討を行うほか、必要に応じて、取締役会にて審議を行い、さらに弁護士、公認会計士、弁理士及び社外の研究者等の複数の専門家から、参考とするためのアドバイスを受け、最善と考えられる経営判断を行う。  
また、業務運営上のリスクについては、社会的規範や、法令及び社内規程を遵守するコンプライアンスを徹底し、人々の幸福な生活に貢献するという使命感から高い社会的倫理観を持ち事業活動を展開していく。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社の取締役会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。取締役会では、当社の財務状況及び経営課題を迅速に共有するとともに、業務執行及び経営に関する重要な意思決定を行う。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 関係会社管理規程を制定し、子会社が当社の承認を受けるべき事項及び報告すべき事項を定めることで、当社グループの管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを実施する。
  - (2) 当社が定める経営危機管理規程及びコンプライアンス規程を当社グループ全てに浸透させ、情報管理・危機管理の統一と共有によって業務の適正を確保する。
  - (3) 子会社は当社との連携を維持するとともに、自社の実態に即した内部統制システムを整備・運用し、その有効性を担保する。
  - (4) 当社の監査室が、子会社に対して適宜監査を実施し、子会社の取締役及び使用人の適正な業務執行を確保する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、必要に応じて補助使用人を配置することとする。  
補助使用人の業務執行者からの独立性を確保するために、補助使用人の属する組織、指揮命令権、人事評価などは監査役の同意を得るものとする。  
監査役がその職務を補助すべき使用人が、監査役から指示を受けた業務を行う場合は、監査役の指示に従うものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制、並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項は次の事項とし、取締役及び監査役は、監査役への報告体制等について、報告すべき事項の詳細を別途申し合わせ事項として定める。
    1. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

2. 重大な法令・定款違反
  3. 経営上の重要な決定事項（取締役会、決議事項）
  4. 毎月の経営状況として重要な事項
  5. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
  6. その他コンプライアンス上重要な事項
- (2) 各監査役は、取締役会に出席する。また常勤監査役は全体進捗会議、その他重要な社内会議に出席する。その際、監査役の要請に応じて、取締役及び社員は、必要な報告及び情報提供に努める。
  - (3) 監査役への報告を行った役職員に対し、当該報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁ずる。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
  - ⑨ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
    - (1) 代表取締役と各監査役は定期的に意見交換を行う。
    - (2) 各監査役は、内部監査担当者と積極的に情報交換を行い、効率的な監査環境を整備し、監査の有効性を高める体制を構築する。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要  
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。
- ① 重要な会議の開催状況  
当事業年度において、取締役会を17回開催し、各議案についての十分な審議や取締役の業務執行状況についての報告が行われ、活発な意見交換がなされております。また、全体進捗会議において、各部門の業務推進の計画管理と内部統制の適正な運用の確保を図っております。
  - ② コンプライアンス体制の運用状況  
コンプライアンス規程を周知・徹底するとともに、法令、定款及び社内規則等の遵守の取り組みを継続的に行っております。コンプライアンス意識の徹底を図るため、定期的に全社員を対象にコンプライアンスにかかる教育を実施しました。

③ 監査役監査体制の運用状況

当事業年度において、監査役会を14回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、当事業年度において17回開催された取締役会への出席のほか、稟議書その他の業務執行に関する重要文書を閲覧するなど監査の実効性確保に努めており、業務監査の継続に努めております。さらに、監査役、監査室、監査法人の三者は意見交換を実施し、監査の連携の確保に努めております。

④ 財務報告に係る信頼性の確保に対する取り組みの運用状況

財務報告に係る内部統制につきましては、当社の事業実態に即した内部統制システムを整備し、その運用状況の評価と改善を実施するとともに、各業務プロセス実施者を対象としたコンプライアンス研修の定期開催によって、金融商品取引法及びその他関係法令等が求める財務報告の信頼性確保に努めております。



## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社は、期末配当のみの年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨及び同法第459条第1項の規定に基づき取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨定款に定めております。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える技術・製造開発体制を強化し、さらに市場占有率を高めるために有効投資を行ってまいりたいと考えております。

当面は、コスト競争力の強化や生産能力向上のための設備拡充、及び急成長市場での事業展開を実現するために今以上の研究開発体制を構築するための投資が重要になると考え、その原資となる内部留保の充実を図る方針であります。ただし、これらにある一定の目処が立てば、安定的・持続的な配当による株主様への利益還元政策をとる方針であります。

なお、当連結会計年度の配当につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益を計上いたしました。が、経営体質及び今後の事業展開、内部留保の充実を図るために、無配とさせていただきました。

## 連結貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
<b>【流動資産】</b>	1,677,316	<b>【流動負債】</b>	451,434
現金及び預金	783,128	買掛金	105,642
電子記録債権	1,536	1年内返済予定の長期借入金	75,456
売掛金	577,029	未払法人税等	63,494
商品及び製品	33,652	契約負債	91,895
仕掛品	173,008	賞与引当金	22,675
原材料及び貯蔵品	66,643	その他	92,270
その他	45,545	<b>【固定負債】</b>	534,676
貸倒引当金	△3,228	長期借入金	521,963
<b>【固定資産】</b>	1,787,703	役員退職慰労引当金	1,650
<b>【有形固定資産】</b>	1,328,938	退職給付に係る負債	2,199
建物及び構築物	749,218	その他	8,864
機械装置及び運搬具	208,999	<b>負債合計</b>	986,110
土地	340,429	(純資産の部)	
建設仮勘定	20,487	<b>【株主資本】</b>	2,478,908
その他	9,802	資本金	828,771
<b>【無形固定資産】</b>	357,379	資本剰余金	788,771
のれん	349,659	利益剰余金	861,917
その他	7,719	自己株式	△550
<b>【投資その他の資産】</b>	101,385	<b>純資産合計</b>	2,478,908
投資有価証券	17,233		
繰延税金資産	66,706		
その他	17,445		
<b>資産合計</b>	3,465,019	<b>負債純資産合計</b>	3,465,019

連結損益計算書

(2022年7月1日から  
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
【売上高】		1,908,375
【売上原価】		743,507
売上総利益		1,164,868
【販売費及び一般管理費】		858,196
営業利益		306,672
【営業外収益】		
受取利息	6	
受取配当金	3	
補助金収入	58,383	
為替差益	612	
その他	7,253	66,259
【営業外費用】		
支払利息	3,923	
投資事業組合運用損	3,593	
その他	1,156	8,673
経常利益		364,257
【特別利益】		
固定資産売却益	299	299
【特別損失】		
固定資産除却損	182	
減損損失	2,803	2,986
税金等調整前当期純利益		361,571
法人税、住民税及び事業税	63,326	
法人税等調整額	60,055	123,381
当期純利益		238,189
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		238,189

### 連結株主資本等変動計算書

(2022年7月1日から  
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	822,246	782,246	623,727	△502	2,227,717	2,227,717
当期変動額						
新株の発行（譲渡 制限付株式報酬）	6,525	6,525			13,050	13,050
親会社株主に帰属 する当期純利益			238,189		238,189	238,189
自己株式の取得				△48	△48	△48
当期変動額合計	6,525	6,525	238,189	△48	251,191	251,191
当期末残高	828,771	788,771	861,917	△550	2,478,908	2,478,908

## 貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	1,242,096	【流動負債】	389,557
現金及び預金	496,537	買掛金	100,265
電子記録債権	1,536	1年内返済予定の長期借入金	75,456
売掛金	546,128	リース債務	475
商品及び製品	33,652	未払金	22,022
仕掛品	95,274	未払費用	39,627
原材料及び貯蔵品	26,501	未払法人税等	39,539
前渡金	1,820	契約負債	90,846
前払費用	14,358	預り金	8,552
未収消費税等	25,955	賞与引当金	12,772
その他	331	【固定負債】	521,963
【固定資産】	2,199,906	長期借入金	521,963
【有形固定資産】	1,327,581	負債合計	911,520
建物	728,259	(純資産の部)	
構築物	20,868	【株主資本】	2,530,482
機械及び装置	206,418	資本金	828,771
車両運搬具	2,581	資本剰余金	788,771
工具、器具及び備品	8,096	資本準備金	788,771
土地	340,429	利益剰余金	913,491
リース資産	440	利益準備金	381
建設仮勘定	20,487	その他利益剰余金	913,110
【無形固定資産】	7,321	繰越利益剰余金	913,110
ソフトウェア	4,790	自己株式	△550
電話加入権	216	純資産合計	2,530,482
水道施設利用権	2,315		
【投資その他の資産】	865,003		
投資有価証券	17,233		
関係会社株式	797,402		
出資	50		
長期前払費用	5,766		
繰延税金資産	43,456		
その他	1,094		
資産合計	3,442,003	負債純資産合計	3,442,003

## 損益計算書

(2022年7月1日から  
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
【売上高】		1,520,273
【売上原価】		599,495
売上総利益		920,777
【販売費及び一般管理費】		700,801
営業利益		219,975
【営業外収益】		
受取利息	6	
受取配当金	1	
補助金収入	58,383	
為替差益	479	
その他	5,579	64,449
【営業外費用】		
支払利息	3,923	
投資事業組合運用損	3,593	
その他	1,142	8,659
経常利益		275,766
【特別利益】		
固定資産売却益	299	299
【特別損失】		
固定資産除却損	182	
減損損失	2,803	2,986
税引前当期純利益		273,080
法人税、住民税及び事業税	39,371	
法人税等調整額	39,954	79,325
当期純利益		193,754

## 株主資本等変動計算書

(2022年7月1日から  
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	822,246	782,246	782,246	381	314	719,040	719,736	△502
当 期 変 動 額								
新株の発行(譲渡 制限付株式報酬)	6,525	6,525	6,525					
当 期 純 利 益						193,754	193,754	
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 取 崩 額					△314	314	—	
自己株式の取得								△48
当 期 変 動 額 合 計	6,525	6,525	6,525	—	△314	194,068	193,754	△48
当 期 末 残 高	828,771	788,771	788,771	381	—	913,110	913,491	△550

	株主資本	
	株主資本 合 計	純資産 合 計
当 期 首 残 高	2,323,726	2,323,726
当 期 変 動 額		
新株の発行(譲渡 制限付株式報酬)	13,050	13,050
当 期 純 利 益	193,754	193,754
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 取 崩 額	—	—
自己株式の取得	△48	△48
当 期 変 動 額 合 計	206,756	206,756
当 期 末 残 高	2,530,482	2,530,482

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年8月22日

株式会社ジェイテックコーポレーション  
取締役会 御中

仰星監査法人  
大阪事務所

指 定 社 員	公認会計士	許	仁 九
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	池	上 由 香
業 務 執 行 社 員			

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジェイテックコーポレーションの2022年7月1日から2023年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイテックコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当



監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監

査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年8月22日

株式会社ジェイテックコーポレーション

取締役会 御中

仰星監査法人  
大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 許 仁 九  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 池 上 由 香  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェイテックコーポレーションの2022年7月1日から2023年6月30日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監

査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監

査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月23日

株式会社ジェイテックコーポレーション 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 政 木 進 久 ⑩

監査役（社外監査役） 西 田 隆 郎 ⑩

監査役（社外監査役） 野 村 公 平 ⑩

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
1	津 村 尚 史 (1957年4月25日)	1981年 4月 倉敷紡績株式会社入社 1991年 4月 株式会社片岡実業入社取締役技術部長就任 1993年 12月 当社設立代表取締役社長就任（現任） 2021年 5月 電子科学株式会社代表取締役社長就任 2021年 12月 電子科学株式会社代表取締役会長就任（現任）	2,673,400株
2	金 岡 政 彦 (1978年7月7日)	2003年 4月 株式会社ニコン入社 2017年 4月 株式会社栃木ニコン出向 2019年 10月 当社入社 2020年 7月 当社営業部長（現任） 2020年 9月 当社取締役就任（現任） 2021年 5月 電子科学株式会社取締役就任（現任）	1,500株
3	日 谷 哲 也 (1967年5月14日)	1990年 4月 大和証券株式会社入社 2002年 10月 株式会社エス・ピー・ネットワーク入社 2008年 6月 同社大阪支社長 2012年 7月 同社西日本担当執行役員 2015年 4月 同社本社担当執行役員 2017年 4月 株式会社ヘリオス（情報通信事業）入社 常務執行役員 2018年 4月 当社入社 2018年 5月 当社内部監査室長 2022年 8月 当社監査室長 2022年 9月 当社取締役就任（現任） 2023年 3月 当社管理部長（現任） 2023年 6月 電子科学株式会社取締役就任（現任）	1,900株



候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	※ つじ おか まさ のり 辻 岡 正 憲 (1956年 9月17日)	1982年 4 月 住友電気工業株式会社入社 1996年 1 月 同社伊丹研究所イオニクスグループ主任研 究員 2004年 3 月 日本アイ・ティ・エフ株式会社出向 2004年 3 月 同社技術部長 2012年 6 月 同社取締役経営企画部長就任 2015年 6 月 同社常務取締役就任 2019年 6 月 同社専務取締役就任 2022年 10 月 当社顧問	一株
5	かわ さま のぞむ 川 崎 望 (1950年 7月22日)	1972年 4 月 松下電器産業株式会社（現パナソニック株 式会社）入社 1972年 10 月 松下電子工業株式会社（現パナソニック株 式会社）半導体事業部出向 1977年 8 月 株式会社コンテック（現大阪コンピュータ 工業株式会社）設立代表取締役就任 （現任） 1979年 4 月 株式会社テクノ高槻入社代表取締役社長就 任 1993年 12 月 当社取締役就任（現任） 2020年 1 月 株式会社テクノ高槻代表取締役会長就任 （現任）	360,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	松見芳男 (1946年9月1日)	1969年 4月 伊藤忠商事株式会社入社 1994年 1月 伊藤忠インターナショナル会社 Development&Venture部長 1997年 4月 同社宇宙情報部門長 2000年 1月 伊藤忠商事株式会社宇宙情報マルチメディア カンパニーバイスプレジデント 2004年 6月 同社執行役員先端技術戦略室長 2007年 7月 同社顧問伊藤忠先端技術戦略研究所長 2009年 4月 同社理事(現任) 2009年 4月 松見アソシエイツ合同会社代表取締役就任 2014年 12月 大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社代 表取締役社長就任 2017年 7月 同社相談役 2018年 9月 当社取締役就任(現任)	一株
7	長谷川功宏 (1959年7月27日)	1982年 4月 東京芝浦電気株式会社(現株式会社東芝) 入社 2002年 3月 同社四日市工場生産技術部長 2014年 6月 同社執行役常務(生産企画部、調達部、生 産技術センター担当)就任 2016年 6月 同社執行役上席常務(生産調達統括部担当) 就任 2017年 11月 東芝トレーディング株式会社入社 2017年 12月 同社代表取締役社長就任 2019年 4月 株式会社character代表取締役就任(現任) 2021年 9月 当社取締役就任(現任)	一株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。  
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
3. 川崎望氏、松見芳男氏及び長谷川功宏氏は、社外取締役候補者であります。  
4. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要  
(1) 川崎望氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり製造業の会社経営によって培われた幅広い知識、経験や高い見識を活かして、当社の経営全般に対する監督及びチェック機能を発揮していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるためであります。また、同氏の再任が承認された場合には、任意の指名報酬委員会の委員として、取締役の指名や役員報酬等の決定に対し客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。  
(2) 松見芳男氏を社外取締役候補者とした理由は、大手総合商社における豊富なビジネス経験と経営に

関する知見を当社の経営に活かしていただくとともに、先端技術に対する幅広い知識を活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督していただくことを期待しているためであります。また、同氏の再任が承認された場合には、任意の指名報酬委員会の役員として、取締役の指名や役員報酬等の決定に対し客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。

- (3) 長谷川功宏氏を社外取締役候補者とした理由は、大手総合メーカーにおける会社経営と生産技術に対する幅広い知識と高い見識に基づき、特に当社の製造分野全般において業務執行者から独立した客観的・専門的な観点で経営を監督していただくことを期待しているためであります。また、同氏の再任が承認された場合には、任意の指名報酬委員会の委員として、取締役の指名や役員報酬等の決定に対し客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。
5. 川崎望氏、松見芳男氏及び長谷川功宏氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって川崎望氏が29年9ヶ月、松見芳男氏が5年、長谷川功宏氏が2年となります。
6. 当社は、川崎望氏、松見芳男氏及び長谷川功宏氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、川崎望氏とは10万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額、松見芳男氏及び長谷川功宏氏とは同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、三氏の再任が承認された場合は、三氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員などの地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や起訴費用等が填補されることとなります。本議案が原案通り承認され、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。  
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、川崎望氏、松見芳男氏及び長谷川功宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。三氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き三氏を独立役員とする予定であります。
9. 川崎望氏の所有する当社の株式数は、同氏により総株主の議決権の過半数が所有されている会社の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。

(ご参考) 取締役候補者が特に有する専門性 (スキルマトリックス)

各取締役候補者に期待される分野は次のとおりです。

各担当分野における中長期的な企業価値向上に必要な見識・経験・意欲を有しているかを重視し、社外取締役においては、独立した立場で業務執行及び経営の監督を期待できる人材を選任することにより、取締役会全体のバランス、多様性を考慮した構成としており、独立社外取締役には他社での経営経験を有する者を含めております。

【スキルマトリックス】

取締役候補者	独立	社外	在任期間	企業経営	特に専門性を発揮できる分野						指名報酬委員会
					研究・技術開発、製造	営業・マーケティング	国際経験	コンプライアンス・リスク管理	財務・会計	ESG	
津村 尚史	再任		29年9ヶ月	○	○	○		○		○	○
金岡 政彦	再任		3年		○	○	○				
日谷 哲也	再任		1年					○	○	○	
辻岡 正憲	新任		新任	○	○						
川崎 望	再任	●	29年9ヶ月	○	○	○	○	○		○	○
松見 芳男	再任	●	5年	○		○	○	○		○	○
長谷川 功宏	再任	●	2年	○	○		○	○		○	○

※上記一覧表は、候補者の有する全ての知見を表すものではありません。

※指名報酬委員会は、上記以外に常勤監査役政木進久氏が委員であり5名で構成しております。

## 株主総会会場ご案内図

会場：大阪府茨木市彩都やまぶき二丁目5番38号  
当社本社4階「大会議室」  
TEL. 072-643-2292



交通

大阪モノレール彩都線「彩都西」駅 徒歩8分

